概要版

＝　案　＝

厚木市障がい者福祉計画（第８期）

（厚木市障害者福祉計画（第８期）
厚木市障害福祉計画（第８期）
厚木市障害児福祉計画（第４期））

…市内事業所にイラスト作成依頼中…

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～

厚 木 市

1　計画の概要

本計画は、厚木市障害者福祉計画（第８期）、厚木市障害福祉計画（第８期）、厚木市障害児福祉計画（第４期）を一体的に策定した計画です。

障害者福祉計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
障害者基本法に基づき本市における障がい者福祉の基本的な方向性を示す計画	障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスなどの必要量の見込み及び事業実施方法などを示す計画	児童福祉法に基づき障害児通所支援などの必要量の見込み及び事業実施方法などを示す計画

障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、**令和９(2027)年度から令和１１(2029)年度までの３箇年計画**とします。

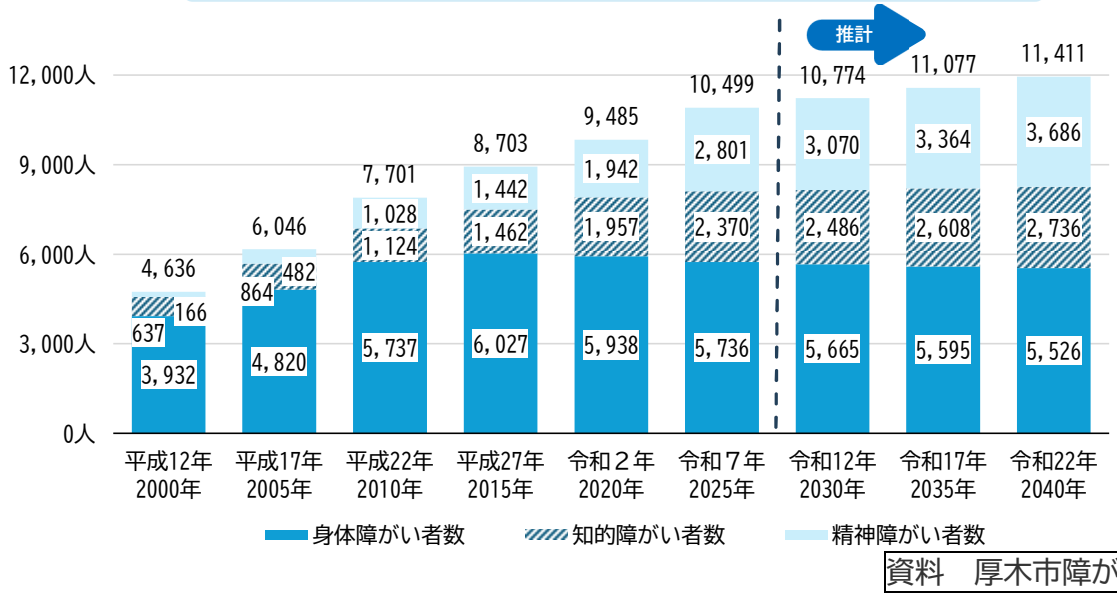
2　対象者

本計画の対象者は、障がい者はもちろんのこと、事業者、各種団体、地域住民や行政など、障がい者に関わる全ての人々を対象としています。

3　本市の状況

本市の障がい者は年々増加しており、令和１２(2030)年では、平成１２(2000)年からの３０年間で約２．３倍になると推計しています。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい福祉課

4　課題整理

前期計画の第７期において、「一貫した療育支援体制の確立」及び「社会参加の促進」の施策の取組が十分に進められず、障がい児のセルフプラン率の高さや移動支援等の提供体制の不十分さなど引き続き課題となっています。

また、令和７(2025)年度に実施した厚木市障がい福祉基礎調査の結果では、障がい者理解の促進を求める声が多くあがるとともに、地域共生社会の推進、人材確保を含めたサービス提供体制の確保や地域社会との繋がりなど、様々な分野において課題が抽出されました。

これらの課題を踏まえ、障がい者人口が増加する中、障がいのある人が自立した主体として自分らしい生き方を決定できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

5　将来像と目標

本計画では、本市の状況や課題を踏まえるとともに、これまで積み重ねてきた取組や地域のつながりを更に深め、一人一人の意思や希望が尊重され、支える側・支えられる側という関係に捉われず、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現に向け、本市の目指す将来像を次のとおり定めます。

また、すべての人が孤立することなく、互いに認め合い、ともに支え合いながら暮らせる地域包括ケア社会の輪を広げ、持続可能なまちづくりにつなぐため、基本理念とこれを具現化する３つの基本目標を併せて定めます。

将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念

すべての人がともに生きるまちづくり

基本目標１	基本目標２	基本目標３
お互いに理解し、認め合い、個性を尊重し合えるまち	自分らしく生きることができるまち	地域で支え合う共生のまち

6　計画の体系

将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

基本理念

すべての人がともに生きるまちづくり

基本目標

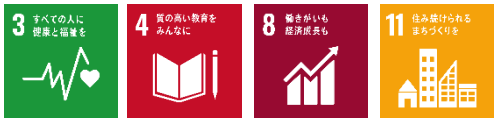
関連するSDGs



基本目標１

お互いに理解し、認め合い、
個性を尊重し合えるまち

関連するSDGs



基本目標２

自分らしく生きることができるまち

関連するSDGs



基本目標３

地域で支え合う共生のまち

本計画で取り組むべきＳＤＧｓの目標



施策の方向	達成された姿
重点 1 障がい者理解の促進	障がいへの理解が深まり、誰もがお互いを認め合い、尊重されている。
新規 2 交流・ふれあいの推進	障がいの有無に関わらず、誰もが共に交流し、共生している。
新規 3 ユニバーサルデザインの推進	誰もが平等に利用できる環境が整っており、安心して生活ができている。
4 権利擁護の推進	誰もが人権を尊重され、自分らしい生活を送ることができている。
5 相談支援体制の充実	困ったときにすぐ相談でき、誰もが将来にわたりサポートを受けることができる体制が整っている。
6 一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
7 就労支援の充実	一人一人に合った就労支援により、やりがいをもって働くことができている。
8 居住支援と健康づくりの推進	可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができている。
9 社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
重点 10 日常生活を支えるサービス提供体制の推進	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
11 地域防災ネットワークの構築	大きな災害があっても、地域における顔の見える関係性と自助の意識から、誰もが安全に避難や生活が継続できている。
12 地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

7　施策の展開 ～障害者福祉計画～

1 施策の方向　障がい者理解の促進

1　障がい者理解を広めるための普及啓発活動

○ 福祉教育推進事業の促進
○ 障がい者理解に関する出前講座の実施
○ 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進

2　相互に理解を深めるための共生推進活動

○ 障がいの理解を深めたり、障がいを身近に感じられるイベントの開催
○ スポーツ活動を通じた相互理解

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
地域の方が障がい者に対する 理解があると思う障がい者の割合	７３．６％

2 施策の方向　交流・ふれあいの推進

1　日常的な交流の推進やスポーツ・文化芸術の振興

○ 障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業の活用促進
○ スポーツ活動を通じた交流の機会の創設

2　ともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進

○ 教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進
○ 児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加や
　インクルージョンの推進体制の構築

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
地域とつながりをもてる場や交流する 機会があると思う障がい者の割合	６０．０％

3 施策の方向　ユニバーサルデザインの推進

1　都市環境・公共施設におけるユニバーサルデザインの推進と情報アクセシビリティの推進

○ 公共施設の適正配置や長寿命化改修におけるユニバーサルデザインの配慮
○ 誰もが情報を取得しやすい環境の整備

2　行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進

○ 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
○ 障害者差別解消法に則した職員対応の実施

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
障がい福祉の制度について情報が取得 しやすい環境が整っていると思う人の割合	７７．２％

4 施策の方向　権利擁護の推進

1　障がい者の差別解消に向けた普及啓発活動
○ 障がい者差別に関する相談の受付

2　障がい者虐待の防止
○ 虐待防止へ向けた啓発活動、講演会や出前講座の実施

3　権利擁護に関する相談窓口の充実
○ 権利擁護支援センターあゆさぽの利用促進

4　成年後見制度の普及啓発
○ 市民後見人の育成・支援及び法人後見受任体制の更なる充実

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがないとした障がい者の割合	６３．５％

5 施策の方向　相談支援体制の充実

1　身近で切れ目のない相談支援体制の構築
○ 市民の身近な相談場所として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談受付体制の強化
○ セルフプランの解消に向けた地域の支援体制の確保

2　相談支援のより専門的・総合的な体制の強化
○ 当事者の目線に立った意思決定支援の推進
○ 障がい種別によらない相談支援体制の構築

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
障がい者相談支援センターの認知度の割合	５０．０％

6 施策の方向　一貫した療育支援体制の確立

1　発達に心配を感じた段階からの支援
○ 発達に心配のある児童の療育相談と家族支援

2　学校生活期における支援の充実
○ 全てのこどもが同じ場でともに学び、ともに育つことを目指す、インクルーシブ教育の推進

3　医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援
○ 重度障害者訪問看護支援事業等を活用した医療的ケア児等の支援

4　質の高い障害児通所支援提供体制の構築
○ 障害児相談支援を通じた本人に合った療育支援の促進

主な成果目標	目標 令和１１(2029)年度
障害児通所支援を利用している者のセルフプラン率	４０．０％

7 施策の方向 就労支援の充実

1 地域の就労支援体制の構築
○ 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築

2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組
○ 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づく環境の整備と定着支援の実施

3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援
○ 動画配信などを活用した理解の促進

4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組
○ 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査

主な成果目標	目標 令和１１(2029)年度
障害福祉サービス等事業所等からの 一般就労移行者数	７６人

8 施策の方向 居住支援と健康づくりの推進

1 地域における居住等支援
○ 地域生活支援拠点の定期的な評価と必要に応じた機能の強化

2 精神障がい者の安定した地域生活支援体制の構築
○ 障害者協議会等における課題解決に向けた支援方法の検討

3 疾病の予防と健康増進に向けた取組の充実
○ 健康全般に関する総合健康相談の実施
○ 精神保健に課題を抱える者等に対する相談体制の整備

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
市の地域生活支援拠点に関する障がい者の 認知度	５０．０％

9 施策の方向 社会参加の促進

1 外出支援の充実
○ 移動支援の提供体制の確保

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成
○ 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

3 障がい者が活躍する社会の推進
○ 就労支援の充実
○ 障がい者スポーツや文化芸術活動の推進

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
外出するときに困っていることが 特にないと思う人の割合	５０．０％

10 施策の方向 日常生活を支えるサービス提供体制の推進

1　地域生活支援の充実

○ 重症心身障がい、医療的ケア、高次脳機能障がい、強度行動障がいや重度の自閉症など、障がい種別によらないサービス提供体制の構築

2　障害福ロゴフォーム分です。祉サービス等の質の向上

○ 支援者の質の向上に資する研修講座の開催

3　介護職の人材確保支援

○ 介護職等雇用サポート事業補助金を活用した職員の定着支援や業務効率化の促進

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
地域に不足している障害福祉サービス等事業所が特にないと思う障がい者の割合	５０．０％

11 施策の方向 地域防災ネットワークの構築

1　地域の防災ネットワークづくり

○ 障害者協議会を通じた地域のネットワークづくりの促進
○ 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進

2　「自助」のための事前対策の促進

○ 「自助」の意識を高めることを目的とした防災対策チェックリストの活用

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
自助の取組ができていると思う障がい者の割合	７５．０％

12 施策の方向 地域をつなぐネットワークの構築

1　地域をつなぐ見守り・支え合い活動の充実

○ 近隣住民での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動の実施
○ ＩＣＴを活用した見守りと地域のつながりづくりの推進

2　地域活動の担い手となる人材の支援と育成

○ 地域における障がい者理解の促進
○ 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進

主な成果目標	目標 令和１０(2028)年度
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合	５９．３％

8　障害福祉サービス量の見込み ～障害福祉計画・障害児福祉計画～

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
地域生活移行者数	２７人
施設入所者の削減数	９人

○　各種補助金を活用した事業所の開設促進や専門的な支援者の養成を図ります。

○　地域生活支援拠点を通じ、地域移行を希望する障がい者の地域生活のイメージを具体化し、更なる地域移行を推進します。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
心のサポーター数	２０人

○　心のサポーターを含めたゲートキーパーの養成を推進し、地域の担い手の確保と支え合いを促進します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
一般就労移行者数計	６１人
「一般就労移行者数計」のうち就労定着支援の利用者数	３７人
協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の数	令和７(2025)年度 確保済み

○　障がい者が就労しやすい環境づくりに向け、民間企業、公共職業安定所、就労支援機関等と連携し、雇用促進に向けた取組を実施します。

○　障がい者が一般就労した後も長く働き続けることができるよう、就労支援機関等の利用を促進するとともに、職場における障がいの理解及び就労支援の促進に向け取組を強化します。

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
障害児支援に係る提供体制の整備に係る目標	
インクルージョン推進体制	令和７(2025)年度 構築済み
関係機関が連携を図るための協議の場	令和７(2025)年度 設置済み
重症心身障害児の支援に係る目標	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	平成２８(2016)年度 確保済み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	平成２８(2016)年度 確保済み
伴走的な相談支援体制の確保に係る目標	
伴走的な相談支援の体制	令和４(2022)年度 構築済み

○　児童発達支援センターひよこ園を中心に、保育、子育て支援、教育等の関係機関との協議の場を通して、市のインクルージョン推進体制の構築を図ります。

○　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は成果目標に達していますが、本市の医療的ケア児の利用状況、支援ニーズを勘案し、更なる支援体制の構築を図ります。

（５）地域生活支援の充実

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
地域生活支援拠点に係る目標	
地域生活支援拠点 コーディネーターの配置	令和６(2024)年度 配置済み
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	令和６(2024)年度 配置済み
強度行動障がいに係る目標	
支援ニーズ等の把握及び支援体制の整備	整備

○　介護者の高齢化や「親なき後」であっても安心して地域で生活するために、障害者協議会等において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施します。

○　令和７(2025)年度に実施した強度行動障がいに関する実態調査の調査結果を踏まえ、地域のニーズを把握するとともに、地域の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、支援体制の構築を図ります。

（６）相談支援体制の充実・強化等

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
のぞまないセルフプランの件数をゼロにする取組	実施

○　セルフプランの解消に向け、障害福祉サービス等利用者に対して、計画相談支援等の利用を促すことで、地域の相談支援専門員等を確保するとともに、計画相談支援等の促進を図ります。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

主な項目	目標 令和１１(2029)年度
サービスの質の向上のための体制	構築

○　これまでの取組を継続するとともに、障害福祉サービス等の質の向上に関する取組について、障害者協議会において検討します。

本編等の紹介欄を作成予定
（二次元コード含む）

厚木市障がい者福祉計画（第８期）
＜概要版＞

令和９(2027)年○月

発 行：厚木市
編 集：市民福祉部　障がい福祉課
〒２４３－８５１１　厚木市中町３丁目１７番１７号
ＴＥＬ：０４６（２２５）２２２５
ＵＲＬ：http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/